

平成 22 年度定期監査（8）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（8）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施日

平成 22 年 11 月 16 日および同月 18 日

(2) 監査の方針

平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算執行および財産管理等が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、また、経済性、効率性、有効性においても適切に執行されているかを主眼として監査を実施した。

(3) 監査の視点

委託業務は仕様書に基づき適正に行われているか、利用料金等現金の管理は適正か、備品等の管理は適正か、食事提供にあたり食品の安全管理は適切に行われているか、施設は安全に配慮して有効に活用されているか等について監査を実施した。

(4) 監査対象部課

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

・下田少年自然の家

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、食事提供業務において一部不適切な点が見られたので指導した。